

## 再犯防止及び地域社会の持続的発展にかかる包括協定書

愛光女子学園（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施され、かつ、地域社会の持続的発展に資するよう相互に連携を図るため、以下のとおり、包括連携協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携の下、人的交流を図り、それぞれの持つ知的・物的資源を相互活用し、再犯・再非行の防止並びに安心安全なまちづくり、市民が活躍するまちづくり、子ども・若者・子育て支援、観光資源の活用や魅力発信による地域活性化及び人権・人格尊重教育の実施等の地域社会の持続的な発展（以下「再犯防止及び地域社会の持続的発展等」という。）に向けた取組を推進することを目的とする。

### （連携協力事項等）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携協力する。

- （1） 在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正教育及び社会復帰支援の実施に関すること。
- （2） 再犯防止及び地域社会の持続的発展等について、市民、関係機関、民間団体等の理解と協力を得るための甲及び乙の職員による広報啓発活動、市民向けの学習環境の整備、法教育、地域貢献活動、行事、研修、相互交流等の実施に関すること。
- （3） その他甲及び乙が必要と認める連携協力に関すること。

2 連携協力の具体的内容及び方法については、甲及び乙がその都度協議して定める。

### （情報共有）

第 3 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から緊密に情報共有、意見交換等を行うものとする。

### （協定の見直し）

第 4 条 この協定の内容について、甲又は乙から変更の申出があったときは、その都度、協議して変更するものとする。

### （守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。協定解約後においても同様とする。

### （個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第 6 条 甲及び乙は、甲にあっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第

57号)に基づき、個人情報の取扱いを遵守しなければならない。乙にあっては、狛江市個人情報保護条例(平成13年条例第1号)及び狛江市情報セキュリティ基本方針(令和4年規則第9号)に基づき、個人情報の取扱いを遵守しなければならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月7日

甲 東京都狛江市西野川三丁目14番26号

愛光女子学園長 川島 敦子



乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄

